

お知らせ

閩住生活支援係 TEL 74-8758

建築指導係 TEL 74-8760



住まいの補助金制度を利用しましょう!



市では、住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を補助しています。詳しい条件などは右記 QR コード（市ホームページ）をご覧ください。

住まいの補助金
(市ホームページ)

住宅の新築・中古住宅を購入した方 ※下記補助金は加算して支給されます。

▶ まちなか住まいる等補助金 ※都市計画区域外の住宅は対象外です。区域についてはお問い合わせください。

☆新築住宅 市内企業を利用：最高 150 万円

市外企業を利用：最高 100 万円

☆中古住宅 最高 100 万円

▶ 子育て支援補助金

☆未就学児 1 人につき 20 万円

☆小・中学生、高校生 1 人につき 10 万円

☆子どものいない満 40 歳以下の若年夫婦世帯の方：10 万円

▶ 子育て世帯住み替えサポート補助金

☆市外から移住後、3 年以内に住宅を取得した子育て世帯または若年夫婦世帯の方：20 万円

▶ 移住促進補助金

☆市外から移住した方（補助金の申請日において住民基本台帳に記録されている方）：20 万円

▶ 市内企業就労者定住促進補助金

☆市内企業に3年以上継続して就労している方：10 万円

要事前申請

自宅に太陽光発電システムを設置する方

▶ 住宅用太陽光発電システム導入費補助金

自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に未使用の JIS 規格または JET 認証を取得している太陽光発電システム（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む）を設置する方に補助

☆設置工事費用の 10%（上限額 25 万円）

要事前申請

住宅の改修・リフォームをする方

▶ 永く住まいる（住宅改修）補助金

※一般リフォーム工事・バリアフリー工事

自らが居住する住宅の 50 万円以上の間取り変更、増築、外壁や屋根などの改修工事、手すり設置工事、バリアフリー工事を行う方に補助

※バリアフリー工事は介護認定を受けていない 65 歳以上の方に限ります。

☆市内企業を利用：20%（上限額 40 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 80 万円

☆市外企業を利用：10%（上限額 20 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 40 万円

※耐震改修工事

自らが居住する住宅の耐震改修工事（50 万円以上）を行う方に補助

☆市内企業を利用：20%（上限額 50 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 90 万円

☆市外企業を利用：10%（上限額 30 万円）※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 50 万円

※^{ようへき}擁壁改修工事（ブロック塀などを除く）

自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m 以上の擁壁の改修工事を行う方に補助

☆工事費用の 30%（上限額 200 万円）



要事前申請

住宅を解体する方

▶老朽住宅除却費補助金

自らが居住していた住宅の所有者（相続人を含む）で、50万円以上の解体工事（車庫・物置などの付属物の解体および家財の処分費を含む）を行う方に補助（賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外）

☆市内企業を利用：40%（上限額 50 万円）

☆市外企業を利用：20%（上限額 25 万円）

※自らが居住していた住宅を賃貸（貸家）していた場合の補助率および上限額は上記の 1/2 です。



空き家・空き地の紹介と募集をしています

空き家・空き地の物件紹介や募集を行っています。詳細は砂川市住み替え支援協議会（住生活支援係（2 階 21 番窓口））へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※ホームページに掲載している物件情報については、紹介を目的としており、斡旋や仲介などはありません。^{あっせん}賃貸や売買に関する交渉、契約は利用者間の責任において行ってください。また、これらに関するトラブルについては、市では責任を負いかねますのでご注意ください。

住宅（自宅）を登録して成約した方

▶空き家バンク成約補助金

自らが居住していた住宅を空き家情報の登録物件として、市ホームページなどで公開し、売買または賃貸が成約した所有者（相続人を含む）に補助（空き地は対象外です）

☆売買の成立：10 万円 ☆賃貸の成立：5 万円

砂川市 空き家 空き地

検索



空き家・空き地情報
(市ホームページ)



住生活支援講座を開催します

テーマ：相続登記申請の義務化について

令和 6 年 4 月から義務化されている相続した不動産の登記申請について、講座を開催します。みなさんの疑問にもお答えしますのでぜひご参加ください!

- と き 8 月 22 日(金) 14:30 ~ 16:00
- ところ 市役所 2 階 大会議室
- 参加料 無料
- 申 込 不要

〒砂川市住み替え支援協議会
(住生活支援係内)
Tel 74-8758

こちらの内容についてお話しします!

- ・相続登記をしないとどうなる?
- ・何から始めればいい?
- ・今のうちからできることは?
- ・どんな手続きをすればいい?
- ・費用はどれくらいかかる?
- ・どこに相談すればいい?

